

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦幌町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、浦幌町職員の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別表1)

区 分	車 賃 1キロメートル につき	日 当 一日につき		宿 泊（一夜につき）		
		管 外	管内及び 町 内	道外	道内	町 内
役 員	40円	2,000円	1,000円	11,000円	10,000円	7,000円
評 議 員 各 委 員						
職 員	30円	1,000円	支給無			

*車賃の計算については、役場に準じ、自動車ルート検索サイトによる距離計算を用いて算出することとする。